

原発と憲法

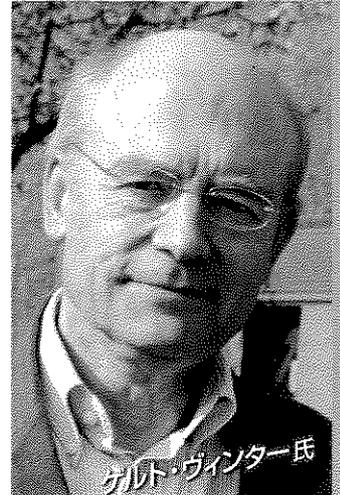
～ドイツの脱原発から学ぶ～

参加無料
事前申込不要

東日本大震災に伴う福島第一原発事故をきっかけとして、日本のエネルギー政策は、根本から問い直されています。弁護士会も、原発が抱える問題を深刻かつ重大な「憲法問題」ととらえ、脱原発とエネルギー政策の未来について様々な立場から議論していくために、本シンポジウムを企画しました。

シンポジウムでは、第1部で、ドイツが脱原発に踏み切る上で大きな役割を果たされたゲルト・ヴィンター氏に、ドイツの脱原発に果たした憲法の役割について講演していただきます。

第2部のパネルディスカッションでは、法学者の立場から原発に関して憲法問題を提起されている広渡清吾氏と原発訴訟に深く関与されている弁護士の海渡雄一氏をお招きし、ゲルト・ヴィンター氏も交えて、福島第一原発事故をふまえ、今後の日本のエネルギー政策に対して日本国憲法がどのような役割を果たしていくべきか、幅広く議論・検討したいと思います。



ゲルト・ヴィンター氏

第1部 講演

テーマ「ドイツの脱原発に果たした憲法の役割」

ゲルト・ヴィンター (Gerd Winter) 氏

(ブレーメン大学教授・同大学ヨーロッパ環境法研究所所長)

第2部 パネルディスカッション

テーマ「エネルギー政策の未来と憲法の役割」

パネリスト

ゲルト・ヴィンター (Gerd Winter) 氏

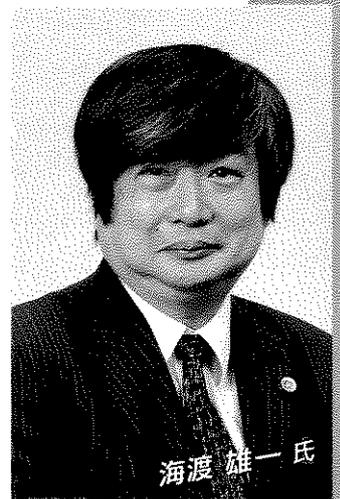
(ブレーメン大学教授・同大学ヨーロッパ環境法研究所所長)

広渡 清吾 氏 (専修大学教授・東京大学名誉教授・日本学術会議前会長)

海渡 雄一 氏 (弁護士・浜岡原発訴訟弁護団)



広渡 清吾 氏



海渡 雄一 氏

日時

2011年 11月28日(月)
(平成23年) 18:00～21:00【開場17:30】

場所

明治大学リバティーホール

※明治大学駿河台キャンパス内リバティータワー1階
JR中央線・総武線、東京メトロ丸ノ内線
／御茶ノ水駅下車 徒歩3分

